

「海域防災等業務委託」取引資格申請要領

J E R Aグループ

代表企業：株式会社J E R A

構成企業（当基地担当）：秋田石油備蓄株式会社

秋田石油備蓄株式会社が発注する秋田国家石油備蓄基地における「海域防災等業務委託」に係る取引を希望する方は、下記の要領により「取引資格申請書」を提出して下さい。

記

1. 取引資格の基準について

取引資格は、以下の審査基準に合致している者を認定するものとします。

(1) 審査基準

- ①「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ③経営状態が著しく不健全であると認められない者、かつ、人権問題や環境問題、情報セキュリティに関する不祥事により社会に悪影響を与えたと認められない者。
- ④提出した取引資格申請書等に虚偽の記載、重要な事実についての記載漏れのない者。
- ⑤基地に配備されている防災船の操船及び保守管理ができること。
- ⑥原油荷役及び定期的な防災訓練等の経験と実績を有し、当基地の荷役設備及び海象気象条件に適合した原油荷役が安全かつ的確に実施できること。
- ⑦流出油防除等の海上防災において、当基地に配備されている防災船を駆使するとともに、防災資機材等の知識、運転技能及びノウハウ等を有し、迅速な対応ができること。
- ⑧各防災船には、次の有資格者を配置でき、かつその配置名簿を提出できること。

各防災船の要員数

	つばき	しおせ	交代要員	あおさぎ	必要資格
船長	1	1	1	1	6級海技士（航海）以上、 但し、あおさぎは1級小型 船舶操縦士免許取得者
機関長	1	1	1		4級海技士（機関）以上
1等機関士	1	1	1		5級海技士（機関）以上
機関員				1	
その他防災要員	2	2	2	0	
合計	5	5	5	2	

* 各船は法定要員上 5 名（船員法 3 名、石油コンビナート等災害防止法 2 名）であるが船員法 60 条の「基準労働期間における労働時間」を考慮し、交代要員を 5 名配置とする。

* あおさぎの法定要員は船長のみであるが、操船上、機関員が必要であり 1 名としている。

⑨石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所で、通年 1 年以上の原油荷役に係る業務及び海上防災に係る業務等の実績を有すること。

⑩当基地において、緊急時（自衛防災隊の発動が発せられた場合等）に石油コンビナート等災害防止法の定める防災要員としての業務を行うことのできる要員を配置できる、又はそれらの防災要員が概ね 15 分以内に駆けつけられること。

2. 資格認定の有効期限

「取引資格審査結果通知書」の発行日から翌々年度末（最長 3 年）まで。

3. 資格認定の取消しについて

次の各号のうち、一つでも該当することが認められた場合は資格認定を取消します。

- (1) 審査基準を偽り又は不正な手段により、取引資格の認定を受けたと認められる場合
- (2) 有資格者から廃業等の届け出があったとき又は取引資格の辞退の申し出があった場合
- (3) 契約の履行にあたり、著しく適正を欠く行為があった場合
- (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- (5) 契約履行成績が不良であると認めた場合
- (6) 審査基準に該当しなくなった場合

4. 取引資格申請書の提出について

(1) 提出書類（PDF 等のスキャンデータ）

添付「取引資格申請書」及び提出書類一覧表に記載している書類

※提出書類の取得又は作成にかかる費用はすべて申請者の負担となります。

※ホームページ掲載の「取引資格申請における提出書類の様式」をご使用ください。

(2) 提出方法

①提出書類を PDF 等にスキャンデータ化し、電子メールに添付のうえ送信ください。（提出書類本紙の郵送は必要ありません。）

②インターネット環境により大容量データが送信できない場合は、ご相談ください。

(3) 申請の受付

随時受付します。

(4) 受付・問い合わせ窓口（秋田石油備蓄株式会社 契約窓口）

送信先メールアドレス：akibi-keiyaku-ml@jera.co.jp

5. 結果通知

- (1) 受付後、資格審査を行い、取引資格が認められた場合「取引資格認定通知書」をメールにて送付し、通知といたします。

なお、「取引資格認定通知書」の発行日から有効となるため参加を希望する取引に間に合わない場合があります。

(添付書類)

1. 提出書類一覧表

以 上

(添付資料)

提出書類一覧表

書類名		備考
(1)	取引資格申請書	※PDFデータ化し送付ください。
(2)	印鑑証明書（代表者印） もしくは 履歴事項全部証明書	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(3)	財務諸表 【法人の場合】 （直前３年間の事業年度分） ア．貸借対照表 イ．損益計算書 【個人の場合】 上記に類する書類（確定申告書等）	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(4)	未納税額のないことを証明する納税証明書	【法人の場合】 納税証明書その３の３ 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。 【個人の場合】 納税証明書その３の２ 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(5)	原油荷役に係る業務及び海上防災に係る業務等の実績	※PDFデータ化し送付ください。
(6)	有資格技術者の主要資格等	※PDFデータ化し送付ください。
(7)	１．(1)⑤ないし⑩を証明するもの	※スキャンデータ化して写しを送付ください。